

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇土市長 元松 茂樹

市町村名 (市町村コード)	宇土市 (43211)
地域名 (地域内農業集落名)	轟地区 (打越、栗崎、城、神原、神山、馬場、三蔵、扇谷、石橋、宮庄、椿原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

・轟地区の農地面積は約285haとなっている。水田地帯と、山側は樹園地があり、主に水田作、工芸作物、施設園芸の栽培を行っている。他の地区と比べると、担い手が多く存在するが、10年後の耕作者が未定の農地も多く、高齢化も進んでおり人手不足が懸念される。今後農地を維持していくためには、分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

・認定農業者:24経営体、認定新規就農者:1経営体
・主な作物:水稲、WCS、小麦、葉タバコ、施設園芸(ミニトマト、トマト、キュウリ、イチゴ、メロン、ナス)、果樹等

(課題)

・10年後の耕作者年齢が70歳以上の農地が6割を超える。また、10年後の耕作者がいない又は未定となっている農地が目立ってきている。
・米価が安い。
・農業者の高齢化、後継者不足。
・農道が狭く、一般車も通るため危険な箇所がある。農作業の支障だけでなく地域住民にも危険が及ぶ。
・燃油価格や資材価格の高騰など経費が増大している。
・樹園地など猪による鳥獣害の被害が大きい。
・神山地区、神原地区の用水の確保が課題。また、田畑の排水及び河川の流れが悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農作業の効率化を図る(畔を無くし農地を大区画化することで、大型農業機械を利用できるようにする。農機具レンタルのシステムや、女性でも作業しやすいようにアシストスーツの導入を検討する。)
・農業者と行政及び関係機関でしっかりと連携(信頼関係作り)を図る。
・ベテランの農業者の技術や、農業の魅力(作物を栽培することの楽しさや、農機具を扱うことの楽しさ)を若い世代に伝える。
・農業をライフワークにし、健康寿命を延ばす。農業生活を楽しく送る。
・定期的に、轟の農業者同士で話し合いを行うことで交流を図る。
・農産物の販路拡大や米単価・青果単価を上げることで所得向上を目指す。
・シルバー人材センターを活用し、樹園地の農道の整備を図る。
・シルバー人材センターのような登録システムの地域版を構築し、農繁期の人手不足の解消を図る。
・農道の農業者優先(ウォーキング、通学児童等の右側通行)を啓発し、安全な農作業を実施する。
・水田地帯のオートメーション化をすることで、労働力軽減を図る。
・轟地区独自のオリジナル農産物の商品化を図る。例えば、轟水源の名称を利用した農産物の開発「(例)轟水源米」等を検討する。
・作物を一本化(麦や水稲など)することで安定した収量を目指す。
・地域にあった作物を育てる(将来性のあるもの。)ことで儲かる農業を目指す。
・地元スーパー等で轟産商品の販売イベントや特設コーナーを設置する。
・鳥獣害対策を徹底する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	285 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	285 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等の区域については慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。また、畦を撤去することで、大規模化、農地の集約を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を勘案し、農地中間管理事業を活用して段階的に集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。 ・樹園地の小規模基盤整備、災害(水害等)に強い農地整備を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・家族経営体を法人化したり、地域で営農組織を作ったりすることで、共同で補助事業を受ける体制を整えたり、スマート農業の推進を図る。それにより、人手不足や遊休農地の解消を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところは未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--